

## 福島県地球温暖化対策推進計画の改定について

## 1 改定の趣旨

福島県地球温暖化対策推進計画（以下、「計画」という。）については、平成 29 年 3 月に気候変動適応策の追加等の見直しを行ったが、今年度で終期を迎えることから改定を行うもの。

## 2 計画の位置付け

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 17 号）第 21 条により策定が義務づけられた地方公共団体実行計画
- (2) 福島県環境基本計画の個別計画

## 3 計画の概要

- (1) 計画期間  
平成 25 年（2013 年）度から令和 2 年（2020 年）度までの 8 カ年
- (2) 基本的な考え方  
県民の総意と参加による環境と経済が調和した総合的な地球温暖化対策の推進
- (3) 温室効果ガス排出量の削減目標 [2013 年度比]  
令和 2 年（2020 年）度までに▲25%  
令和 12 年（2030 年）度までに▲45%
- (4) 各施策について
  - 温室効果ガス排出抑制等に関する施策（緩和策）  
県民総ぐるみの省エネルギー対策、再生可能エネルギーの飛躍的な推進等
  - 気候変動の影響に対する施策（適応策）  
水災害・水資源、農林水産業、生態系、健康の 4 分野に係る施策

<参考> 温室効果ガス排出量（平成 29 年度（2017 年度））

- 総排出量（CO<sub>2</sub>換算）  
17,673 千 t（全国の約 1.4%）、2013 年度比 ▲6.3%
- 調整後排出量（CO<sub>2</sub>換算）  
16,486 千 t、2013 年度比 ▲12.6%

※調整後排出量とは、総排出量から森林吸収分や再生可能エネルギーによる削減分等を差し引いたもの。

## 4 改定の基本的な考え方

上位計画に当たる県総合計画及び県環境基本計画の改定状況、地球温暖化対策に関する国内外の状況の変化等を踏まえて施策や指標等を見直し、本県の復興の状況に配慮しつつ、以下の視点を踏まえて改定を行う。なお、今回の改定において、本計画を、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく地域気候変動適応計画に位置付けることと

したい。

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）
- ・ パリ協定の本格スタート
- ・ 国による 2050 年カーボンニュートラル宣言
- ・ 国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の改定
- ・ With コロナ, After コロナを踏まえた新しい生活様式の推進 など

## 5 改定の進め方

気候変動分野の学識経験者や各排出部門（産業、運輸部門等）の関係者から構成される「地球にやさしい温室効果ガス排出在り方検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、現状分析や温暖化対策の新たな視点等について御意見をいただく（別紙検討会設置要綱を参照）。

## 6 今後のスケジュール（検討会）※環境審議会（全体会）開催時に改定状況を報告。

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 令和2年11月 | 現計画の取組状況と課題整理         |
| 令和3年1月  | 次期計画の施策、指標の検討         |
| 3月      | 次期計画の目標、骨子案の検討        |
| 6～7月    | 次期計画の素案の検討、パブリックコメント等 |
| 9月      | 次期計画（案）の検討            |
| 10月     | 次期計画の決定               |

# 地球にやさしい温室効果ガス排出在り方検討会設置要綱

## (設置)

第1条 地球温暖化防止に向け低炭素社会への転換を図るため、本県の実態に即した温室効果ガス排出の在り方等について検討するべく、「地球にやさしい温室効果ガス排出在り方検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項を所掌する。

- (1) 「低炭素社会への転換」の推進に関すること。
- (2) その他地球温暖化対策の推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる学識経験者及び業界関係者から成る福島県温室効果ガス排出在り方検討委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年間とする。
- 3 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は検討会を代表し、検討会の事務を総括する。  
なお、不測の事態により委員長が職務を果たせない場合は、副委員長がこれを代理する。

## (会議)

第4条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、検討会の議長となる。
- 3 検討会は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

## (分科会)

第5条 検討会には、協議する事案の内容に応じ、委員長又は副委員長を座長とする分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、委員のうちから組織し、座長が招集する。
- 3 第4条第2項は、分科会について準用する。

## (事務局)

第6条 検討会の事務を処理するための事務局を置く。

- 2 事務局は、生活環境部環境共生課に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、委員長が検討会に諮ったうえで別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年7月30日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年9月12日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年11月24日から施行する。

## 地球にやさしい温室効果ガス排出在り方検討委員名簿

氏名（敬称略）	所 属 ・ 職 名
渡 邊 明	国立大学法人 福島大学名誉教授
藤 田 壮	国立大学法人 東京大学大学院工学系研究科 都市工学専攻 教授
佐 藤 理 夫	国立大学法人 福島大学 共生システム理工学類長 共生システム理工学類 教授
佐 藤 光	東北電力株式会社 福島支店 企画管理部門（総務広報） 部長（企画総務担当）
吉 川 宏 保	日東紡績株式会社 富久山事業センター センター長
五十畑 昌 之	東北自興株式会社 代表取締役
田 崎 由 子	福島県消費者団体連絡協議会 事務局長
荒 川 孝 一	公益社団法人 福島県トラック協会 専務理事
水 戸 典 明	公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会 専務理事
肱 岡 靖 明	国立研究開発法人 国立環境研究所 気候変動適応センター 副センター長
川 越 清 樹	国立大学法人 福島大学 共生システム理工学類 教授
荒 川 市 郎	全国農業協同組合連合会 福島県本部 農業技術センター 元 技術常任参与
安 村 誠 司	公立大学法人 福島県立医科大学 理事(県民健康・新学部担当)兼副学長 (県民健康担当) 公衆衛生学講座 教授

○この他、必要に応じて臨時委員を招聘することができる。